

## 銀行はいつ債務者の支払停止を認識する？

—銀行員が受任通知を現実に認識することまで必要なのか—

平岡 絢  
Aya Hiraoka

PROFILEはこちら

### 第1 はじめに

破産法をはじめとする倒産処理法上、債権者の主観が問題とされる局面は数多くありますが、債権者が法人の場合に、具体的に何をもって法人の悪意を認定するのか、その認定方法は今日に至るまで突き詰めて検討されているわけではありません。日々大量の取引を行い、数多くの従業員等を抱える法人においては、特定の従業員の認識をもって悪意を認定するのは適切ではなく、一定の擬制ないし規範的評価が必要であるように思える反面、従業員が誰一人として事実を認識していない場合に、法人の悪意を認定してしまうことには合理性に疑問が残るようにも思え、解釈認定が難しい論点でもあります。

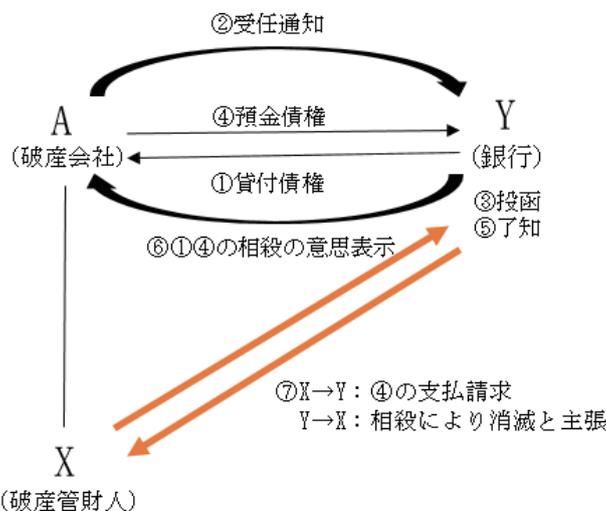
今回ご紹介する大阪地裁平成30年11月15日判決(金融・商事判例1557号52頁、以下「本件」といいます。)は、まさに

法人の主観をどのようにとらえるかによって、相殺権の行使の可否が分かれた事例であり、とりわけ銀行取引の実務において大変参考になる事例です。

### 第2 事案の概要

#### 1 当事者等

Aは、平成29年12月18日に破産手続開始決定を受けた会社であり、原告であるXはAの破産管財人、被告であるYはAとの間で預金契約を締結していた銀行です。AとYとの間の銀行取引約定には、Aが期限の利益を喪失した場合等には、YがAの預金債権とAの負担する債務とをいつでも相殺できる旨の相殺予約が規定されていました。



1:例えば、大企業など、多くの従業員が存在する企業において、常に代表者の認識をもって悪意を認定するとすれば、当該代表者が事実を認識していない場合に悪意が全て否定されてしまい、およそ企業の悪意を認定することができなくなるという不都合が生じます。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 2 時系列<sup>2</sup>

①平成27年9月30日:同日までに、YはAに対して、合計1億5000万円の貸付債権(以下「本件債権」といいます。)を取得。

②平成29年9月29日(金曜日):Aの申立代理人弁護士らは、Yを含むAの債権者らに対し、自己破産の申立てをする予定である旨記載した弁護士の受任通知書(以下「本件受任通知」といいます。)を発送。

③平成29年9月30日(土曜日):本件受任通知は、Yの支店のポストに投函。

④平成29年10月2日(月曜日)午前8時31分から午前9時4分の間:Aの預金口座に合計183万4006円の振込入金(以下「本件振込入金」といいます。)あり。

⑤同日午前11時30分から午前11時34分の間:Yの銀行員は本件受任通知を了知。

⑥平成29年12月4日から同月6日までの間:Yは、Aに対する本件債権と本件振込入金に係る債務183万4006円(以下「本件債務」といいます。)について相殺の意思表示。

⑦平成30年1月29日:XはYに対して、本件債務の支払を請求したところ、Yは、本件債務は上記相殺により消滅したと主張。これに対し、Xは、Yによる相殺は、支払停止後に債務を負担した悪意の破産債権者による相殺を禁止している破産法71条1項3号に違反し無効と主張。

## 第3 争点

本件においては、上記時系列のとおり、Yが本件債務を負担した当時(時系列④)、Yの銀行員は現実的には本件受任通知の存在を認識していなかったため(時系列⑤)、Aの支払停止<sup>3</sup>につき悪意であったといえるか否かが問題となりました。

2:本ニュースレターでご紹介する論点に関連する部分のみ抜粋しており、事実関係も一部簡略化しています。

3:本件受任通知の発送は、債務者と弁護士との間の内部的な意思決定にとどまらず、これを明示的に外部に表示する行為であるため、一般的に支払停止に当たるとされています。(最一判昭和60年2月14日集民144号109頁)

4:本ニュースレターでご紹介する論点に限り、筆者にて抜粋・要約し、重要部分に下線を引いております。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみを依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

仮に、本件受任通知がYのポストに投函されたことをもってYの悪意を認定できるのであれば、Yは本件債務を負担した時点で悪意になっていたといえ、Yによる相殺は認められないこととなります。他方で、Yの銀行員が本件受任通知を現実的に了知した時点をもってYの悪意を認定するのであれば、Yは本件債務を負担した時点より後に悪意になったものといえ、Yによる相殺は認められることとなるため、いずれを基準とするかにつき問題となりました。

## 第4 裁判所の判断<sup>4</sup>

裁判所は、このような法人の悪意の認定方法について、「法人の善意・悪意等の主観的態様の有無については、法人そのものの主観的態様は観念し得ないのであり、法人に属する自然人の主観的態様から法人の主観的態様を認定せざるを得ず、法人に属する自然人の中に当該事実を知っている者がいるとは認め難いような場合に、その他の事情から規範的に法人が悪意であったと認定することは許されない」と判示しました。そして、「一般的に土曜日及び日曜日は金融機関の営業日ではなく、本件受任通知が土曜日である同年9月30日に被告の郵便受けに投函されたからといって、直ちに被告が本件受任通知の存在及びその内容を認識したとはいえず、本件受任通知が被告の支配領域内に到達したことをもって、規範的に被告が本件受任通知の存在及びその内容を認識し、支払の停止を知ったと認定することはできない」などとして、Yの悪意を否定しました。

裁判所は、「法人に属する自然人の主観的態様から法人の主観的態様を認定せざるを得ない」としていることから、自然人の現実的な了知可能性を判断材料の一つにしているものと考えられ、法人の主観は規範的に判断されるべきであるというXの主張は斥けられました。

## 第5 法人の主観の捉え方

法人の主観を検討するに当たっては、そもそも、法人の本質とは何かという点に立ち返る必要があります。法人の本質を巡っては、主に法人実在説(法人はそれ自体、権利・義務の帰属主体となり得る実態を伴った一個の社会的実在であるとする説)と法人擬制説(権利・義務の主体たり得るのは自然人のみであるという前提に立ち、法人は、法律がとくに自然人に擬制して作出した存在に過ぎないとする説)とがあり、今日では実在説が通説的地位を占めています。権利・義務の主体たり得るのは自然人のみであるという法人擬制説の立場からは、法人の主観は自ずと自然人の主観を基準に判断せざるを得ないように思います。他方で、法人自身が権利・義務の主体たり得るとする法人実在説の立場からは、法人自身の主観をある程度規範的に認定することも許容されるのではないかと思います。

法人の主観について、学説や判例は、法人の善意・悪意等は原則として代表機関である理事について決するとするものや<sup>5</sup>、代表機関が代理人によって取引した場合には、その代理人について善意・悪意の有無を決するとするものがあるものの<sup>6</sup>、その具体的な判断方法については突き詰めて検討されているわけではありません。その意味でも、具体的な判断

5: 四宮和夫・能見善久「民法総則」143頁(弘文堂、9版、平成30年)。

6: 最判昭和30年5月13日民集9巻6号679頁、最判昭和47年11月21日民集26巻9号1657頁。

7: 現状でも、法人破産申立を代理する弁護士の中には、営業時間内に破産債権者に電話をしたり、FAXを送付したりするなどの方法をとっている者もいるかと思いますが、今後は、本判決を踏まえて、より構成員の現実的な了知可能性を意識した対応が求められる可能性があります。

方法につき明示した本件は、今後、支払停止の認識時期等が問題となる同種事案において参考になるといえるでしょう。

## 第6 最後に

相殺の担保的機能を尊重しつつ、破産債権者間の平等を確保するという破産法71条1項3号の趣旨からすれば、およそ法人の構成員が破産者の支払停止を現実的に認識していないような場合に、安易に法人の悪意を擬制し、これを認定することは、相殺の担保的機能に対する破産債権者の期待を害することとなり適切ではないようにも思え、本件の結論は、とりわけ金融機関側の立場からすれば合理的なもののように思えます。

他方で、他の破産債権者の立場や破産債権者間の平等という観点からすれば、法人の一構成員が支払停止を現実的に認識していなかったことを理由に、安易に相殺を許容することは妥当ではないようにも思えます。また、本判決を踏まえて、法人破産申立を代理する弁護士には、今後は金融機関の支払停止についての悪意を立証するためにより慎重な対応が求められる可能性もあります<sup>7</sup>。

いずれにせよ、本判決は法人の悪意の認定に関し、今後の銀行取引実務や申立代理人等にとって重要な意義を有することから、ここに紹介する次第です。